

令和2年度の事業計画

一般財団法人川合京都仏教美術財団は、定款に基づいて、京都府内の貴重な文化財の保存修理に対する助成金の交付と、財団が所有する歴史遺産の良好な保存管理、調査、公開などの事業を進め、文化財所有者に対する援助や関係諸機関への協力などを通じて、京都府内の文化財保護事業に役割を果たすことを目的としております。

令和2年度にあっても引き続きこうした事業を継続、充実させ、当財団の持つ社会的責務を果たして参ります。そのためにも、経済状況のまことに厳しい折りではありますが、資金運用等についてはより高い効率性を追求するとともに、同時に安全性にも十分に配慮して進めて参ります。

記

1. 文化財の保存修理に対する助成事業（「定款」第4条第1号関係）

- 1) 助成金の交付に当たっては、対象とする文化財の範囲や交付件数など、文化財所有者の要望に配慮されるよう配慮して、決定して参ります。
- 2) 国や公共団体の補助金等の交付状況に留意するとともに、当財団の助成金額についても、限られた財源の中で、効果的、弾力的に決定して、助成金の適正、妥当な執行をはかります。
- 3) 当財団の助成事業の周知を図るために、文化財担当行政や文化財所有者との連絡を密にするとともに、ホームページによる呼び掛け等を積極的に進めて参ります。
- 4) 令和2年度も、2,700,000円の助成を予定しています。

2. 遺跡地や所有文化財の保存管理、活用事業（「定款」第4条第2号関係）

- 1) 遺跡地等については、地元のNPO法人の協力を得て不断の管理に務めるとともに、環境の整備や防犯・防災等にも配慮した良好な維持をはかって参ります。
- 2) 観音像の「京都府指定文化財」指定に伴い、所有する文化財のさらなる活用に努めるとともに、行政や関係団体等の行う生涯学習事業その他の活動に協力していきます。
- 3) 所有する文化財の整備や調査を進めるとともに、行政、学識者、博物館等の調査、活用などにも協力をしていきます。
- 4) 旧燈明寺境内の斜面地において、大風や積雪等による倒壊で周辺住民の家屋等に被害を及ぼす可能性のある樹木の伐採事業を、前年度に引き続いて令和2年度も継続して参ります。

3. 財団広報の充実（「定款」第4条第3号関係）

- 1) ホームページを通じて、当財団の事業の目的や内容を喧伝するとともに、文化財所有者、行政等の関係者などへの適切で豊富な情報の提供をはかるように努めます。
- 2) ホームページの内容の充実に努めます。特に所有文化財の紹介に力を注ぎ、不足する公開日数を補います。